

# 仮放免者の人権保障

## 入管・難民法制の問題点

仮放免者は在留資格のないまま日本社会で暮らすこととなりますが、就労も健康保険への加入も認められていません。そのため適切な医療を受けることができず**死亡する**ケースも生じています。

また、在留資格について裁判を受ける権利を行使することも、

訴訟の確定まで2年近くかかることを考

えると容易ではありません。

特定非営利

法人北関東医療相談会

(AMIGOS)が今年3月

に公表した仮放免者生活実

態調査の内容からも、仮放免

者の**生活の困難さ**がうかがえま

す。千葉地裁では外国人の生活保護申

請の拒否を問う訴訟の弁論が始まっています。

京都弁護士会は今年3月末、仮放免者に対する生活保障あるいは就労の許可、健康保険への加入資格の付与などの実現を

求める意見書を発出しました。しかし、

その意見書の内容を実現する

ためには法曹界そして

**世論の理解と支援**

が必要です。

そこで、当委

員会では

『仮放免

者の人

権保障、

入管・

難民法

制の問

題点』を

テーマに

研究及び議

論を深めるた

め、夏期研修会を

開催する運びとなりましたので、ご案内申しあげ

ます。ふるってご参加ください。

お申込方法等は裏面へ

## プログラム

### 1) 基調報告

### 2) 事例報告

「仮放免者の人権問題に  
取り組むうえでの困難について」

松浦 篤子 氏 (シナピス)

### 3) 国際法と憲法の学者の報告

#### ① 阿部 浩己 教授

(明治学院大学国際学部)

#### ② 近藤 敦 教授

(名城大学法学部)

### 4) 質疑応答

2022(令和4)年

10月8日(土)

13:00 ~ 17:00

参加無料

京都弁護士会館

地下大ホール

(京都市中京区富小路通丸太町下ル)

※オンライン (Zoom) 併用

主催 近畿弁護士会連合会  
人権擁護委員会

## 申込方法

※参加方法により、申込方法等が異なりますので、ご注意ください。

### 京都弁護士会会場でのご参加の場合

#### 定員：50名

①完全事前申込制です。申込期限：9月29日（木）まで  
下記の URL または QR コードからお申し込みください。  
[https://www.osakaben.or.jp/event/2022/2022\\_1008.php](https://www.osakaben.or.jp/event/2022/2022_1008.php)



②会場の定員が限られていることから、定員を超え、申込みを受け付けることができない場合のみ、個別に連絡を差しあげます。

※会場参加にあたってのご協力のお願い

- ・参加される際は必ずマスクの着用をお願いいたします。
- ・当日は入室前に受付にて、消毒用アルコールによる手指消毒及び検温をお願いいたします。
- ・また、検温の結果、37.5℃以上の発熱がある方、及び、体調不良の方については参加をお控えいただくこととなりますので、予めご了承ください。

### オンライン（Zoom）でのご参加の場合

#### 定員：1000名

①完全事前申込制です。申込期限：10月5日（水）まで  
下記の URL または QR コードからお申し込みください。  
[https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN\\_\\_YlslxFcR8KBr4-nFZ196w](https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN__YlslxFcR8KBr4-nFZ196w)



②事前登録完了後、ウェビナー登録完了のメールが届きます。登録完了メールに記載されているリンクから、当日はご参加ください。リンクは申込者各人専用ですので、当日、登録完了メールが探せるようご準備ください。  
登録完了メールが見つけれない場合は上記 URL または QR コードから再度ご登録ください。

本件に関するお問い合わせ先  
近畿弁護士会連合会人権擁護委員会  
事務局（則次）  
TEL:06-6364-1227  
FAX:06-6364-7477